

各国の障害者雇用支援施策（職業リハビリテーション）と雇用率制度の対象範囲

	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	
職業リハビリテーション	対象者	労働生活に参加し、又は今後参加する見込みが、障害のゆえに単に一時的でなく著しく減少し、かつ、それゆえに労働生活への参加のための援助を必要とする者	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により、雇用を獲得し維持する可能性が現実で減退している全ての人（「障害労働者」として障害者権利自立委員会により認定された者）	「雇用の実質的な妨げとなる身体的又は精神的機能障害を有する者（リハビリテーション法）」 「1つ以上の主要な生産活動を実質的に制限する身体的又は精神的機能障害があるか、そのような機能障害の記録があるか、そのような機能障害があるとみなされること（ADA法、労働力投資法）」	身体的又は精神的な機能障害を有する者であり、この機能障害によって通常の日常生活を行う能力に、実質的かつ長期間にわたり悪影響を受けている者（過去に障害を有していた者も含む）であって、以下に該当する者 ・労働能力に制限がある ・16歳以上、年金年齢以下である ・英国在住である
	認定機関	連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit）の出先機関の職業安定所（Agentur für Arbeit）	障害者権利自立委員会（CDAPH）	州が指定する職業リハビリテーション機関（リハビリテーション法）又はワンストップ（キャリア）センター（労働力投資法）	雇用年金省（Department for Work and Pensions）の出先機関であるジョブセンタープラス
	サービス	①職業評価・相談 ②職業紹介・あっせん ③職業訓練 ④事業主への助成金（トライアル雇用や雇入助成、訓練助成）など	①職業評価・相談 ②職業紹介・あっせん ③職業訓練 ④事業主への助成金（職業訓練助成金、見習い支援金）など	①職業評価・相談 ②職業紹介・あっせん ③職業訓練 ④事業主への訓練費助成や税控除、ジョブコーチ支援など	①職業評価・相談 ②職業紹介・あっせん ③職業訓練 ④事業主への助成金（トライアル雇用助成、施設設備の助成、通勤支援）など
	提供者	①②及び④：職業安定所 ③：職業訓練センター及び職業支援センター	①：CDAPH ②：公的職業紹介機関（Pôle Emploi）や障害者専用の職業紹介機関（Cap Emploi） ③：障害者に特化した特別職業訓練は職業リハビリテーション（※通常の労働者の全職業訓練が利用可能。） ④：障害者職業参入基金管理運営機関（AGEFIPH）	①及び②：州が指定する職業リハビリテーション機関とワンストップ（キャリア）センター ③：リハビリテーション法に基づく訓練は、州が指定する職業リハビリテーション機関、労働力投資法に基づく訓練は、ワンストップ（キャリア）センター ④：訓練費助成（ワンストップ（キャリア）センター）、ジョブコーチ支援（職業リハビリテーション機関）	①②及び④：ジョブセンタープラス ③：教育技能省が民間企業などに委託して実施
雇用率制度	対象者	①重度障害者（障害の程度 50 以上） ②重度障害者と同等に扱われる者（障害の程度 30 以上 50 未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合）	①障害労働者の認定を受けた者 ②労災年金、障害年金などの年金受給者 ③障害者手帳の保有者 ④成人障害者手当受給者 ⑤戦争犠牲者遺族		（※95 年障害者差別禁止法の成立により、96 年 12 月に廃止。） ○従業員 20 名以上の事業主 ○3%の雇用の努力義務 ○93 年達成率が 19%（実効性なし）
	認定機関	①援護行政（戦争被害者の補償）を実施する州または市の援護局 ②「同等に扱われる者」は、職業安定所	①、③及び④：CDAPH ②：各年金基金 ⑤：不明		
	雇用率（2008）	○法定雇用率 5%（民間・公的部門） （※従業員 20 名以上の企業が対象） ○実雇用率 3.7%（民間）、6.1%（公的） ※州統合局が運営	○法定雇用率 6%（民間・公的部門） （※従業員 20 名以上の事業所が対象。事業所ごとへの義務） ○実雇用率 2.6% （※実際に雇用されている者の割合）		
	その他	労働者の他、教育訓練生を実雇用率に算定可能。	○「福祉的就労」への発注や研修生を実雇用率に算定可能。 ○納付金支払でも義務の履行可能（※3年以上、納付金以外で義務を果たしていない企業に別途制裁的納付金有り）。		

（独）高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターによる「欧米諸国における障害認定制度（2009年4月）」「欧米の障害者雇用法制及び施策の現状（2011年3月）」を参考に作成